運転中保全の範囲拡大について

資料2

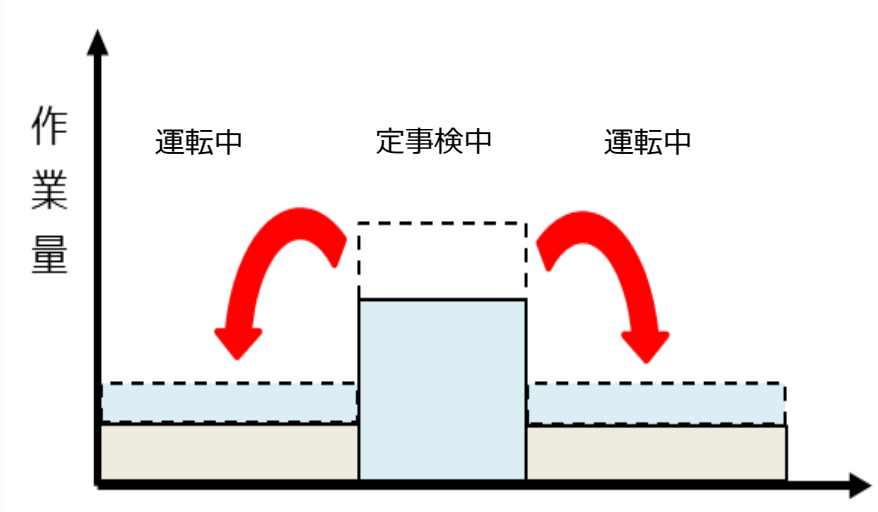
2026年11月12日
東京電力ホールディングス株式会社
柏崎刈羽原子力発電所

- 運転中保全とは、原子炉の運転中に設備の点検を行う取り組み。従来より、保安規定において運転中に待機が求められない設備（タービン系の海水ポンプ等）について実施
- 11月11日の原子力規制委員会において基準が改正され、「保安規定において運転中に待機状態が求められる設備」についても、保安規定で要求される措置を講じたうえで運転中保全が可能となった
- この適用範囲拡大によって、定期事業者検査中の作業輻輳の回避、作業環境の改善や、年間を通じた熟練作業員の確保・活用など、安全や品質の向上を期待
- こうした制度改正を踏まえ、当所においても、十分なリスク管理をしたうえで、12月から6号機非常用ガス処理系の運転中保全を実施予定

運転中保全で期待される効果例

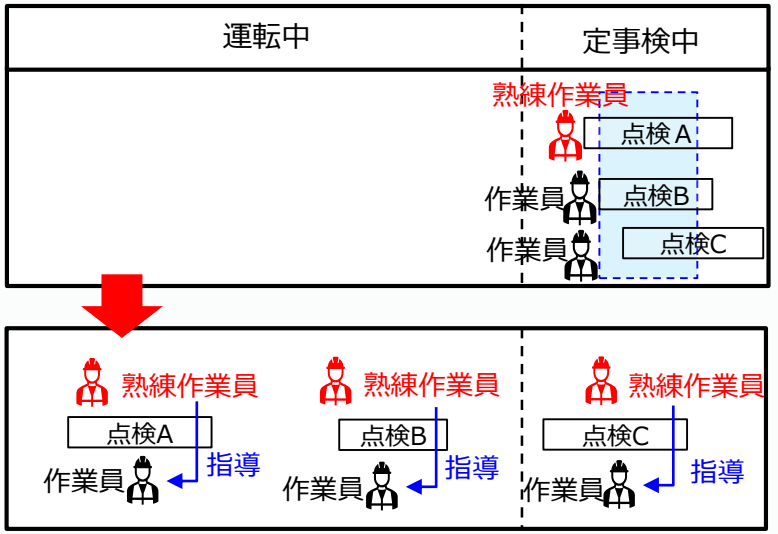
① 作業負荷の平準化

・作業輻輳回避、作業環境の改善、リソースの分散等



② 年間を通じた計画的な作業量の確保

・年間を通じての熟練作業員の確保・活用、
若手作業員の育成機会の増加（力量向上）等



運転中保全のリスク管理について

- 運転中保全を実施する際のプラントへの影響やリスクを十分に低く保つことができるよう、あらかじめ考え得るリスクを抽出、管理措置を検討（運転中保全評価書を作成）
- 事前の検討会にて、関係者で多面的に議論、安全に作業を実施できることを確認
- 実際の運転中保全にあたっては、リスク低減を図るための措置(リスク管理措置)を講じたうえで実施

運転中保全におけるリスク管理の概要

運転中保全評価書の作成

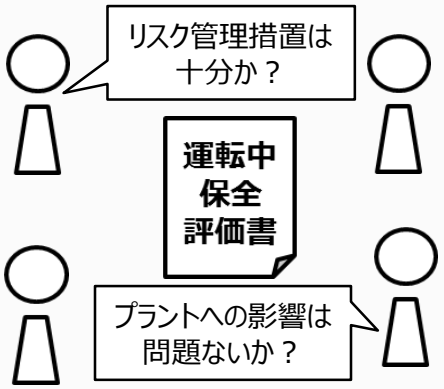
運転中保全評価書

- **作業内容**
- **保安規定への影響**
- **考え得るリスク**
- **リスク管理措置**

など

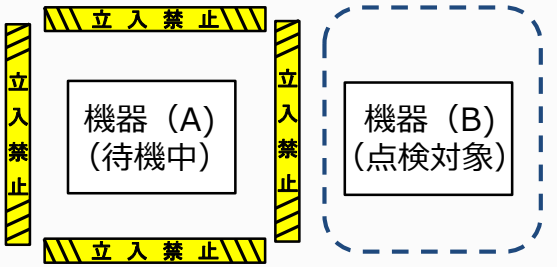
運転中保全で実施する作業内容、保安規定への影響、考え得るリスクおよびリスクに対する管理措置等を検討し、評価書として作成。

事前の検討会を実施



作成した運転中保全評価書の内容について、事前の検討会を開催し、プラントへの影響やリスク管理措置に不足がないか等について関係者で多面的に議論し、作業可否を決定。

運転中保全の実施



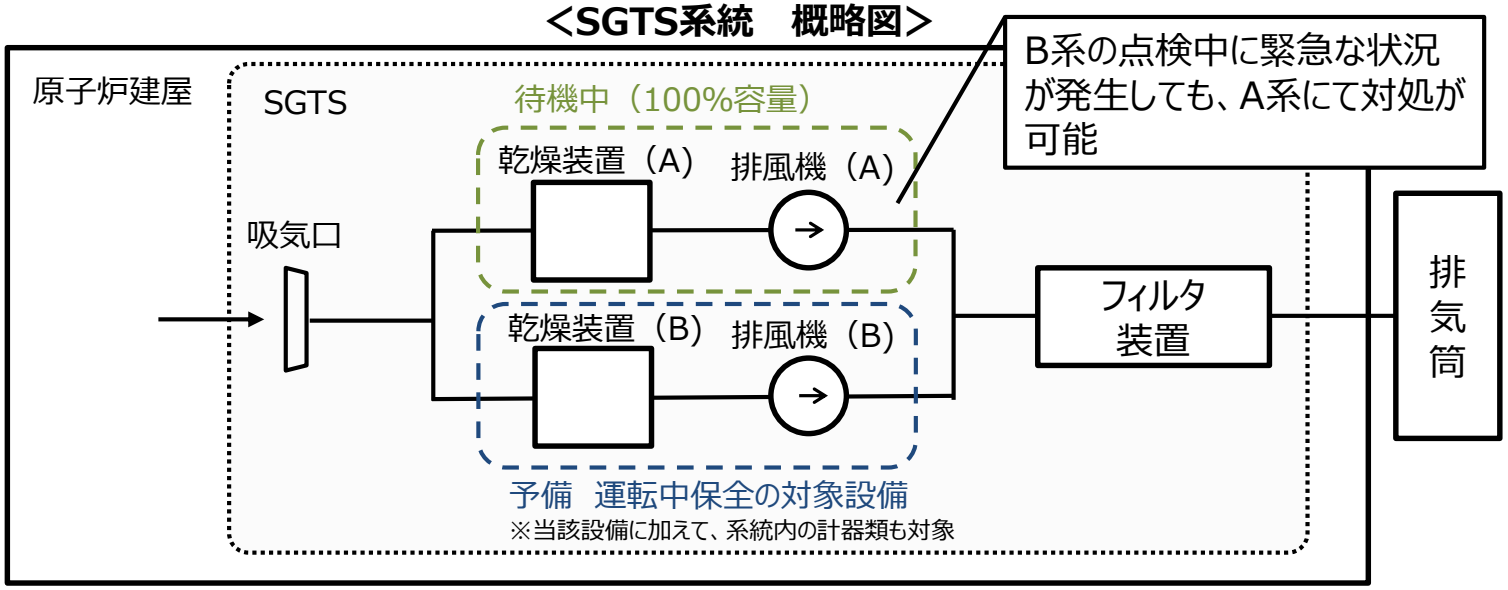
運転中保全評価書に基づき、リスク管理措置※を講じたうえで、作業を実施。

※　待機中の機器を守るための区画による立入制限等

参考：運転中保全　対象設備

- 非常用ガス処理系（以下、SGTSという）とは、緊急時に、原子炉建屋内の放射性物質が外部の環境へ漏れ出すのを防ぐため、建屋内の空気を浄化して排出し、建屋内の気圧を外気よりも低く維持する装置
- SGTSは乾燥装置（２系列）、排風機（２系列）、フィルタ装置（１系列）で構成されており、１系列で100%の容量がある（1系列は予備）
- 12月からSGTSの予備としている「乾燥装置、排風機の1系列、系統内の計器」で実施予定

<SGTS系統　概略図>




乾燥装置　外観


排風機　外観


計器類　外観